

## 【用語の説明】

### ○一般会計と特別会計

一般会計は、特別会計以外の一般的な収支を経理するもので、税収入を主な財源に、自治体の基本的かつ主要な活動に必要な経費を計上した会計である。

特別会計は、特定の事業・資金などについて特別の必要がある場合に、一般会計から区分してその収支を別個に経理する会計をいう。

### ○普通会計

各地方公共団体の財政状況の把握、地方財政全体の分析等に用いられる統計上、観念上の合計であり、総務省の定める基準をもって、各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものである。

対象となる会計は、一般会計を中心として、公営企業会計、準公営企業会計及び収益事業会計を除く特別会計で、会計間の重複等を控除した純計を算出する。

台東区の場合、平成11年度までは老人保健施設会計が普通会計に含まれていたが、平成12年度に介護保険関連の経費と共に普通会計から除かれたため、現在は一般会計、病院施設会計及び用地会計により普通会計を構成している。

### ○一般財源と特定財源

財源の用途が制約されるかどうかによる区分である。

一般財源は、用途が制約されず、どのような経費にも使用することができ、特定財源は、用途が特定されている財源である。

一般財源の範囲については、明確な規定はない。

普通会計上、特別区の場合には、特別区税、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、特別区交付金、交通安全対策特別交付金を、一般財源としている。

### ○義務的経費と投資的経費

歳出経費の性質による分類、義務的経費は、人件費、扶助費、公債費の合計をいい、この経費は、法令の規定あるいはその性質上支出が義務づけられているため、任意に削減できない。

財政構造の弾力性を判断する指標のひとつとして、歳出総額に占める義務的経費の割合や、一般財源総額に占める義務的経費に充当された財源の割合をみる場合がある。

これらの割合が高くなるほど、他の経費に充てる財源がなくなるために、財政構造が硬直化し、弾力性を失うことになる。

投資的経費は、普通建設事業費と災害復旧事業費等の合計をさすもので、その支出効果が長期間にわたるため、資本形成に役立つ。

## ○經常一般財源

毎年度經常的に収入される財源のうち、用途を特定されないものをいう。

歳入総額または一般財源総額に対して經常一般財源の占める割合が大きいほど、その団体の収入の安定性と財政上の自立性が高いと言える。

## ○經常的経費と臨時的経費

毎年度継続的、恒常的に支出される経費を經常的経費という。

これに対して、突発的、一時的、不規則的に支出される経費を臨時的経費という。

一般的には、人件費、物件費、扶助費、公債費、補助費等を經常的経費とし、それ以外の経費を臨時的経費という。

## ○基金

基金は、特定の目的のために財産を維持し、または積み立て、あるいは定額の資金を運用するために、条例により設けられている。

基金のうち、大幅な税の増収があった場合などに積み立てを行い、財源が不足する場合などに取崩すことによって年度間の財源を調整し、長期的視点から、財政の健全な運営を図ることを目的として設置された基金を「財政調整基金」という。

## ○減税補てん債

個人住民税等に係る税制改正に伴う地方公共団体の減収額を埋めるために発行される地方債をいう。

減収補てん債が地方財政法第5条に定める事業（適債事業）に充当するのに対して、減税補てん債はそれ以外の経費にも充当できるとされている。

## ○標準財政規模

地方自治体の標準的な財政規模を歳入面からみた指標で、国庫支出金や地方債など建設事業費等に充当する財源を除いた、一般財源の標準的な規模を示したもの。

## ○財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除したもの。地方公共団体の財政力を判断する指標。この指数が大きいほど財源に余裕があるとされている。

## ○実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいう。

実質収支比率＝実質収支額／（標準財政規模＋臨時財政対策債発行可能額）×100

実質収支に示される数値は、当該地方公共団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントであるが、数値が大きいほど財政運営が良好であるとはいえない。

財政運営上、どの程度の実質収支が適度であるかは、各地方公共団体の財政規模等により異なるが、経験的には概ね実質収支比率で3～5パーセントといわれている。

## ○公債費比率

標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額を加えた額に対する公債費充当一般財源の割合である。

この数値が大きいほど、財政の硬直化が進んでいることになる。

## ○経常収支比率

経常一般財源に対する、経常的経費に充当された一般財源の割合。

人件費、扶助費、公債費など容易に縮減することが困難な経常的経費に、地方税や普通交付金を中心とする経常一般財源がどのくらい使われているかを見ることにより、財政構造の弾力性を測定しようとするもので、歳入構造と歳出構造をリンクさせた総合的な指標である。この数値が大きいほど、新たな施策に対応する余裕がなく、財政の弾力性が失われていることになる。経常収支比率の適正水準は、一般に70～80%といわれている。

## ○都区財政調整制度

### ・基本的な仕組み

特別区の区域が大都市として、一体的に発展してきた歴史的な沿革などから、都区制度改革後も都と区で市の事務を分担する必要がある、また特別区相互間の税源の偏在を調整して行政水準の均衡を図る必要がある。

このために、都が課税する税から一定の部分を一定のルールに基づいて、23区各区に必要な額の交付金を配分する制度。

### ・平成12年度改正の新しい都区財政調整制度

特別区が基礎的な自治体として位置付けられたことを踏まえ、財政運営の自主性・自立性を高める観点から改正を行った。

この新しい財政調整制度では、総額補てん主義・納付金制度が廃止され、都区間配分を中期的安定的なものとし、清掃事業移管による「清掃費」の新設などにより、区側への配分割合が44%から52%になった。

### ・都区財政調整にかかる主要5課題

平成12年度の都区制度改革の実施にあたり、「役割分担を踏まえた財源配分のあり方」をはじめとして、5つの課題(=「主要5課題」)が積み残された。この課題については、最終的に18年度の都区協議会において、三位一体改革の影響に対する配分割合の変更の対応などを行うことで合意に至った。

この合意を踏まえ、19年度財調協議において、区側への配分割合が52%から55%に変更された。